

審議会等設置状況

（令和5年9月1日現在）

審議会等の名称	伊万里市社会教育委員
設置の根拠	社会教育法第15条 伊万里市社会教育委員条例第1条
設置の目的	1. 社会教育に関する諸計画の立案 2. 教育委員会の諮問に応じ、審議を行う
設置年月日	昭和31年6月1日
委員数	10人
委員の任期	2年（令和4年6月1日～令和6年5月31日）
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 （電話番号 0955-22-1262）

